

豊中市育児支援家庭訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する育児支援家庭訪問事業（以下「訪問事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 訪問事業は、乳幼児の育児支援及び児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

(実施機関)

第3条 訪問事業を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、豊中市とする。ただし、前条の目的を達成するために、訪問事業について適切な事業運営が確保できると認められる事業所等に委託することができるものとする。

(支援の対象)

第4条 訪問事業により支援を提供する者（以下「支援対象者」という。）は、本市に住民登録があり、かつ、訪問事業による支援が必要と市長が認めた、次の各号のいずれかに掲げる家庭の児童及びその養育者とする。

(1) 居住実態を有する妊婦及び0歳から小学校に在籍する児童のいる家庭のうち、次のいずれかに掲げるもの

ア 家事・子育て等に対して負担感を抱え、支援を必要とする家庭

イ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

ウ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

エ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

オ 公的な支援につながない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳から5歳児までで保育所・幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭

カ 児童養護施設の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

(2) その他市長が訪問による支援が必要と認める家庭

(支援の内容)

第5条 訪問事業において提供する支援は、人材派遣による育児及び家事援助支援とする。

2 前項に掲げる支援は、原則として支援対象者同伴のもので行うものとする。

(支援の提供日及び提供時間)

第6条 訪問事業は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）に実施する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 訪問事業の訪問時間は、午前8時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(支援回数等)

第7条 支援回数は1世帯あたり1日に2回、原則として48回を上限に利用できることとし、1回あたりの支援時間は2時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(利用手続き及び決定等)

第8条 訪問事業を利用しようとする者は、市長に対し豊中市育児支援家庭訪問事業利用申込書(以下「申込書」という。)を提出する。

2 市長は、利用の可否等を決定し、支援対象者に通知する。

(事業利用の停止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、訪問事業の利用を停止するものとする。

- (1) 支援対象者が第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 支援対象者が偽りその他不正な手段により事業を利用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(利用者負担額)

第10条 訪問事業の利用者負担額は次のとおりとする。

世帯区分	利用者負担額 (派遣者1人の1回の支援あたり)
生活保護世帯	0円
住民税非課税世帯	
住民税所得割課税額77,101円未満の世帯	
その他の世帯	600円

2 前項に規定する利用者負担額は、事業を利用した支援対象者が実施機関の請求に基づき支払わなければならない。

(申込書等の様式)

第11条 この要綱における申込書等の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。